

時じくの香の実

井 上 サ や カ

はじめに

万葉集卷六に、

冬十一月、左大弁葛城王等、姓橘の氏を賜はる時の御製歌一首

橘は 実さへ花さへ その葉さへ 枝に 霜降れど いや常葉の木 (⑥一〇〇九)

という歌がある。この歌の「橘」にはどういう意味がこめられているのだろうか。

歌は天平八年十一月、葛城王が橘姓を賜ったときに聖武天皇が詠んだものだといわれている。「橘」は「いや常葉の木」であると同時に「橘姓」をさしていることは明白である。しかし、何故タチバナが「いや常葉の木」なのか、その姓を賜ることにどんな意味があったのか、いわばタチバナという言葉に対するその当時の「共通認識」が判然としないのである。

葛城王は敏達天皇四世の孫、美努王の子で、母に県犬養橘三千代を持つ。天平八年に臣籍に下り、橘諸兄を名乗った。右大臣・左大臣を歴任し、天平勝宝元年（七四九年）には正一位と、最高位を極めた人物である。その葛城王がいつ、どのような理由で「橘」姓を賜つたのだろうか。そこには、何らかの意味があったはずである。葛城王は生母県犬養橘三千代の「橘」をもらい、名前を「諸兄」と改めた。そうして後に、王が臣下に加わるときに多く賜つた姓である「真人」ではなく「宿禰」を賜つた。これらの問題は一体何を指し示しているのだろうか。

ここでは橘諸兄に関して考察し、それを通して古代におけるタチバナについて考えることで、古代人のタチバナについての共通認識を探つてみたい。

古事記の「橘」説話

ところで、『古事記』の中にトキジクノカクノコノミなるものが出でくる。垂仁天皇条に、

又天皇、三宅連等の祖、名は多遲摩毛理を常世の国に遣はして、登岐士玖能迦玖能木実を求めしめたまひき。故、多遲摩毛理、遂に其の国に至りて、其の木実を探りて縞八縵、矛八矛を持ち来りし間に、天皇既に崩りましき。爾に多遲摩毛理、縞四縵、矛四矛を天皇の御陵の戸に獻り置きて、其の木実を擎げて、叫び哭きて白ししく、「常世國の登岐士玖能迦玖能木実を持ちて参上りて侍ふ。」とまをして、遂に叫び哭きて死にき。其の登岐士玖能迦玖能木実は、是れ今の橘なり。

とあり、但馬國のタジマモリが、天皇のために常世の国から持ち帰った果実のことであるという。

ここには「登岐士玖能迦能木実は、是れ今の橘なり。」とある。『古事記』（以下は『記』とする）に従うならば、『記』の時代の「今」では、橘とはトキジクノカクノコノミである。

今日、「橘」と呼ばれている植物と、トキジクノカクノコノミが同じ物だとするのには、少なからず問題があるだろう。しかし現代のタチバナとは違うかもしないが、ここで問題にしている「上代におけるタチバナの共通認識」を考える上では、現代のそれと、必ずしも一致する必要はないと思われる。ここでは、「上代のタチバナ」と限定して考えを進めることにする。

では、『記』の「今」とは何時を指しているのだろうか。それについては糸川光樹氏の「古事記の『今』」（日本文学研究資料刊行会『古事記・日本書紀II』）に詳しい。その中で「第一は古事記成立の時であるイマ、第二は物語の場面の中のイマである。」と、大きく二つに分けておられる。トキジクノカクノコノミの部分のイマは「是れ今の橘なり」のイマ、つまりこの文章の書かれている時のイマであるから前者であると考えてよい。

『記』の成立は、一般に和銅五年（七二一年）のことといわれているが、「原古事記」成立の問題をも考えると、成立の時期を見極めることは難しい。

しかし、いずれにせよ、最後の編者は安万侶であって、その安万侶の筆を経た『古事記』原文中の注記的イマは、そのまま安万侶のイマと見なすことが許されるであろうと、糸川光樹氏は述べている。

その成立の背景には政治的な思惑が見え隠れし、六七二年の壬申の乱以降の天皇家の権力確立のために一役かつたといわれている。『記』で天皇支配の論理的根拠を示したかったわけである。そうして編纂された『記』は、説話をありのままに集めたのではなく、意識的な組み替えや取捨選択がなされたものになつたはずである。天皇家にとって都合の良い内容、特に系図に関する部分は、そのまま鵜呑みにするわけにはいかない。そして、それに伴つて書き替えられたであろう「見無関係な部分」さえも、慎重に読んでいく必要があるということもある。

しかし「橋」説話について考えてみると、「書き替えられた」という事実が、より良く上代のタチバナについての共通認識を探る手掛かりを示しているように思える。そこで、『記』の成立の根底にある、天皇家の思惑を念頭において読み解き、「橋」説話を載せた意味を考えてみたい。

神功皇后

支配の論理的根拠に「神」を持ち出すならば、「神」から「天皇」へと続く説明が必要である。その「神から人へ」の部分が『記』の中巻にあたる。中巻最後は応神天皇條で、この天皇は仲哀天皇と神功皇后の子であると記されているが、この天皇には大変多くの后や子供がいたことになっている。これはまさに「神から人へ」と繋がる部分で、当時現実に存在していた人々と、できるだけ系図を繋げなくてはならなかつたためでもある。

こうした説話を載せた『記』ではまた、歴代の天皇の名前や、その後や子についても記述されるが、それこそが

鵜呑みにはできない系図の部分である。タジマモリの説明が組み込まれていて『垂仁天皇条』をみると、布多遜能伊理毘賣命が「倭建命の后と為りたまひき」とある。倭建命についても様々な問題があるのだが、それについてはここでは触れないでおく。この布多遜能伊理毘賣が生んだのが仲哀天皇となっている。そしてこの仲哀天皇条には、タジマモリの何代か前にあたるという天之日矛の話が入っている。「又昔、新羅の国主の子有りき。名は天之日矛と謂ひき」で始められる説話は、『記』とほぼ同時期に成立したといわれている『日本書紀』では、『垂仁天皇条』に入られている。こうした繋がりをみせる系図についての記述には、何らかの意図があつたらしいことが窺われる。

『記』中巻仲哀天皇条では、むしろ皇后である、神功皇后が中心となっている。クマソを討とうとしているときに、神功皇后は神がかりして、神託を告げる。そして西の方を討てという言葉を信じなかつた仲哀天皇は、神の怒りにふれて亡くなつてしまい、その後は専ら神功皇后の話になつていて。

「神がかり」、「神託を告げる」等、ここには巫女としての神功皇后の性格が端的に顯れているといえよう。さらにはそれからの話の流れは巫女を中心とした宗教形態、つまりシャーマニズムと呼ばれるものを現している、とみることができる。この神功皇后説話については、直木孝次郎氏の『日本古代の氏族と天皇』中の「『神功皇后伝説の成立』に詳しい。それによると、神功皇后伝説は歴史的事実を元に、七世紀以降の宮廷人たちが構想した人物である、ということができる。つまり、神功皇后は『記』の多くの天皇同様、四世紀末に実在した人物ではなかつたことになる。仲哀天皇条に天之日矛の話が入れられたのには、この条が神功皇后を主に語るものであり、彼女の系図をたどるときには、天之日矛が関連の深い人物であつたからだらう。そして仲哀天皇の何代か前のタジマモリが語

られた。これは神功皇后の実在を肯定させるために、人物の存在した時代のつじつまを合わせようとしたためだと思われる。

天之日矛の話もタジマモリの話も、様々な意味が含まれているのだろうが、そのひとつに、神功皇后の実在性を強調したい為に入れられたエピソードである、という点が挙げられるのではないだろうか。天之日矛に始まりタジマモリ、神功皇后、と続く系図を、年代的にも合うように挿入することで、神功皇后という想像上の人物を実在のようにつくりあげることができた。

今まで重要視された女帝のイメージは、前に述べたように、シャーマニズムを思い起こさせるものである。シャーマニズムといえば、まず「道教」が浮かぶ。そして問題のタチバナも、常世の国の仙薬であるから、「神仙思想」と結びついている。

常世の国と仙薬

前述のように、ここでは神仙思想からタチバナを考えてみたい。『記』のタジマモリの説話自体がすでに、『史記』や『後漢書』などで語られる「徐福」の説話とよく似ている。その説話とは、秦の始皇帝が不老長寿の仙薬を求めて、徐福を神仙境に派遣するという内容である。「海に入り、蓬萊神山及び仙薬を求めしむ」という話が日本にも伝わっていたことは、その徐福は日本列島を訪れ仙薬を求めた、と伝えられていたらしいことでわかる。それ自体

が事実であったかどうかはともかく、『記』中巻でタジマモリが常世の国へ行ったのと同じ型の話である。

ここに「蓬萊神山」とは、神仙の住む場所、つまり神仙境のことである。『記』中で、「常世の国」として出てくる観念もまた同じものだと思われる。この神仙境の觀念とは何かを考える前に、その背景として、まず「神仙思想」についておさえておきたい。

古代日本において、特に民衆の生活の中において、神仙思想の影響がみられるることは、これまでにも言われてきたことである。最近になって、その神仙思想のあり方として「道教」そのものが影響を及ぼしていたのではないかと言われるようになっている。「道教」伝来についてここで述べることは省略するが、古代日本における「道教」について、下出積與氏の『古代神仙思想の研究』からの引用でまとめておきたい。

まず、一口に「道教」といつても、

歴史的存在としての道教とは、決して一つの在り方だけを示したものではないのである。それは少なくとも成立道教＝教団道教と民間道教＝通俗道教という二つに大別されるということをはつきり認識することが、最大前提とならなければならない。

と述べておられる。こうした視点に立った上で、古代人の思想をみてみると、

道教を構成しているいろいろの要素がばらばらの形であるが日本に存在していたことは、歴然たる事實であり、その存在形態から判断して、日本へ伝來したのは民間道教であったと考えてよい。

とされている。現在でも「道教」を古代日本に持ち込むことをよしとしない否定論が強いが、「古代人が神仙思想

にひかれて」いたこと、「道術符禁的なマジックが行われていたこと」までは否定されていないようである。先程のタジマモリの話にしても神功皇后の巫女的性格にしても、当時の人々の考え方の中に自然にあった要素だったからこそ、説話として成立したと思われる。

その民間道教のうち、神仙思想や、仙薬を中心とした養生の方法など、実生活に密着した部分は特に、古代日本の民衆に受け入れられた部分であつたろう。例えば『日本書紀』（以下は『紀』とする）では、皇極天皇条に「常世神」が出てくる。ここで大生部多なる人物が突然出てくるが、この人物について詳しいことは全くわかつていな。大生部という姓も『新撰姓氏録』には出てこない。ただ後に續く文章から、何らかの形で当時の民間信仰に關係していたかと思える程度である。この大生部多が、

此の神を祭る者は、富と壽とを致す。

（『日本書紀』皇極天皇三年七月条）

と、貧しい人々は富み、老いた人は若返ると説いて、民衆から財宝を巻き上げていたらしい。ここで注目したいのは、「常世」という言葉を用いることで民衆の心を掴んでいる事実である。常世神として蚕のような虫を祀るやり方は、必ずしも直接「道教」に繋がっているとはいえないが、それが「常世」の虫でなければならなかつたところに意味がある。このとき既に、民衆にとって常世国とは「不老長寿の神仙境」であり、常世神は「遙か彼方の常世の国からやって来て、幸福をもたらすもの」という理解があつたように思われる。そうでなければ、大生部多がいふら言葉で呼びかけても、民衆は言いなりにはならなかつたはずである。そして、その共通の理解があつた上ではじめて、民衆は実生活の苦しみを解消しようと、「常世神」にすがりつくことになるのである。長く生きることの

究極が「不老長寿」であり、それが可能な場所が「神仙境」であり、そこに住むのが「神仙」で、彼らに近づく術として「仙薬」の研究があった。実際に神仙となることはできなくとも、病の折に薬を用いることは普通になっていたことである。例えば『記』上巻の大國主神に関する記述の中の、因幡の素戔の挿話である。気多の岬でワニに毛皮をはぎ取られた鬼に、傷薬となる蒲の花粉を用いることを教えるものだが、既に薬を使うことはごく一般的になされていたようである。どんなに小さな病でも、それを治すことは長寿への道である。そして人々の憧れの先には「神仙思想」があった。その思想を背景として、『紀』にあるように「万里浪を踏みて、遙かに弱水を渡」つて、「神仙の秘区」つまり常世国（神仙境）から持ち帰られたトキジクノカクノコノミは仙薬と考えられた。

トキジクとは、その時ではないさまを表し、他の植物が枯れてしまう時期にも青々と繁る常緑の「輝く」木であると解釈するのが妥当であろう。カクは「輝く」と同時に「かぐわしい」意もあるだろう。『記』の「迦玖」、『紀』の「香」はカクともカグとも訓めたらしいことは、中西進氏の「古事記抄」—崇神記・垂仁記—（『古事記・日本書紀II』有精堂）の中で詳しく述べられている。トキジクノカクノコノミは「永遠に光輝と芳香を保っている木実」と解釈できるわけである。

このトキジクノカクノコノミが、思想上で特別な「仙薬」のイメージを持つためには、実際にも薬効が認められていなければならなかつただろう。『二十巻本和名抄』十六をみると、

橘皮 木草注云橘皮 一名甘皮 和名太知波奈乃加波 一云木加波
とあり、薬用としたらしい。

又、『延喜式』卷三九の内膳司の部分に、

新嘗祭供御料

…橘子四蔭…

…橘子廿四蔭。梓橘子十枝…

と記述されており、橘が宮廷で用いられていたらしいこともわかる。内膳司とは、宮廷、特に天皇の料理を預かる役で、調理から毒味まで受け持っていたが、このいわば料理には、医学的な知識も要求されたようである。現代に民間に信じられる「食い合わせ」があるように、当時にも同じような考え方があつたらしい。神仙思想同様、大陸から入ってきていたと考えられる「陰陽五行説」に基づいた食禁だったようである。

この「陰陽五行説」では、自然の理を陰陽の交替で表し、五行の巡るのに則した行動をとることが人間のあるべき姿だと考えられたようであり、また中国の薬物と食物を同一視する考え方をもあわせると、食禁を犯さないことは、長寿を保つことでもあつたといえるだろう。そうであるから、天皇や太上天皇の御膳をつくる際に、陰陽五行に逆行するものをつくらないようにしなければならなかつた。その内膳司に、橘が献上されていたことは興味深い。しかもそれは「新嘗祭供御料」としてであつた。新嘗祭は天皇が行う神事の一つで、毎年その年の収穫を神に感謝する意味があつた。その特別版ともいえるものに大嘗祭があり、これは天皇が即位して初めて行う新嘗祭のことである。新天皇が初めて神と共に食事をすることで神と同等の力を得る、つまり、神である天皇として認められるための神事だったと考えられる。そういった神事に「橘」が用いられているのは、やはり不老長寿の仙薬と考えられ

ていたことに関係するだろう。

宮廷の人々から多くの名も無き民衆にいたるまでの古代の人々にとって、トキジクノカクノコノミ即ちタチバナは、常世の國からもたらされた不老長寿の仙薬であった。

「特別な植物」タチバナ

ここまで、タチバナに託されていりと思われるイメージをみてきたが、さらに、実際に橘が植物の中では特別な位置にいたらしいことのわかる例を挙げて、補足したい。それは、髻華として挿着されているということである。

髻華^{うず}というのは、蘷や挿頭と同じ頭部装飾の一種であるが、名称が違うように、その性格も大いに違っている。

頭部の飾りは、人体の最上部で変化が目につきやすいものであるため、標識として最も有効な手段だといえよう。挿頭が装飾の意味が強く、蘷もどちらかといえば私的な装飾であるのに対して、髻華は元来が公的な冠位の標識などに用いられていたものようである。主に金・銀・銅などでつくったものや、豹の尾、鳥の尾が用いられる、いわゆる大陸風の装飾にならった冠であったと思われる。それは決して自然の花葉が中心に使用されるものではなかつた。しかし、天然の物にも例外はあった。定められた植物のみ、使用されていたのである。その例外の定められた植物こそ、橘であった。このことは万葉集の、

島山に 照れる橘 うずに挿し 仕へまつるは まへつ君たち (四二七六)

時じくの香の実

……もののふの 八十伴の雄の 庭園山に あかる橘 うずに挿し…… (19四二六六)

などの歌からもみえる。これによると、肆宴や神事で橘を髪華に用いたようである。

前記の蘿や挿頭でも、橘を用いている例はあるのだが、それらは自然の草花を愛する意味合いが濃く、橘は単なる植物としてしか扱われていない。それに比べてこの髪華での橘の用いられ方は、髪華の意義とも相まって、橘の特殊性を強調しており、タチバナの認識を考えるのにわかりよい。

いずれにせよ、タチバナは「特別な植物」として認識されていたとしてよさそうである。神仙思想の影響下、仙薬として信じられ「輝く」「かぐわしい」「常緑の」植物であるところが注目されている。そして、おそらくそれらの認識があつたためだろうが、植物として髪華に用いられたものが他に例を見ないことなど、明らかにタチバナはトキジクノカクノコノミとしての特殊性を認められていたといえよう。

ではそのタチバナと、橘諸兄が「橘姓」を賜ったことには、どのような関係があるのだろうか。次に、橘賜姓からタチバナの意義を考えてみたい。

「真人」と「宿禰」

以上、タチバナに対しても葉時代にあつたと思われる認識をある程度見てきたが、ここでは、そのタチバナと「橘姓」との関連を考えてみたい。そのためにはまず、橘姓を賜った橘諸兄という人について押さえておく必要が

あるだろう。

前述したように、「橘姓」を賜った諸兄という人物は、もとは葛城王といい、皇族に名を連ねていた。葛城王は、父に美努王を母に県犬養橘三千代を持つが、皇族といつても五世王であった。それが天平八年に「橘宿禰」を賜つて臣籍に下るが、本来ならば皇族が臣籍に下る場合、宿禰ではなく「八色姓」の最高位である真人を賜るはずである。『続日本紀』での諸王の賜姓をみると、約七十名いるうちの殆どが真人を賜り、王の時の名をそのまま名乗っている。それが何故、橘諸兄に限って「宿禰」でなくてはならなかつたのだろうか。

「真人」も「宿禰」も、天武天皇が定めたといわれる「八色姓」の中の呼称である。これは天皇を中心とした体制の確立をはかつたもので、「八色姓」を定めることによつて、諸氏族の身分を秩序だて、天皇を中心にして再編成した。貴族は勿論、親王や諸王などにも位を与え、公的地位を確かなものにさせた。それはつまり、皇族といえどもすべて位を持つてゐることになり、位を持たないのは天皇だけで、その絶対姓を強調することになつてゐるのである。天皇、その次に親王や諸王、そして皇親的氏族、中央官人と続く身分秩序は、ここではつきりとさせられた。

その中の「真人」は、皇親的氏族つまり主に臣籍に下つた皇族などに与えられる姓で、「八色姓」の中では最高位である。「宿禰」は主に「八色姓」制定以前の連姓、つまり有力な氏族たちに与えられたものである。興味深いことに、「真人」というのは、道教の中にシンジンとして出てくる言葉でもある。

道教における「真人」とは、道（ダオ）つまり世界や人生の根源的な真理を体得した人のことで、「神人」ある

いは「至人」とも呼ばれていたようである。人間でありますからも神のような境地にある人、最高の人間というような意味であった。これが時代が降るにつれて、道教の中で想定されている天上世界の最高神に、側近として仕える神界の最高官僚の意味で使われるようになっていく。そしてその天上世界の最高神のことを、「天皇大帝」と呼んでいる。宇宙の最高支配者と考えられていた名を、人間界の最高支配者への尊称として取り入れたのは、近代的な中央集権国家の成立を目指した天皇家の思惑に合致するものだったからであろう。「天皇」に付き従う官僚が「真人」であると考えられていたのであるから、「天皇」という尊称を取り入れた者が「真人」を姓の最高位に位置付け、名付けたのも頷ける。しかもそれらは神界の支配者と官僚の名に由来するため、他の姓とは区別されており、「天皇」の絶対性を高めていると同時に、皇族の立場はなお守られていることにもなる。であるから、「八色姓」の最高位にして皇親的氏族は「真人」を与えられた。

一方、「宿禰」はというと、前記のように旧連姓の有力氏族に与えられるものであり、橘諸兄の母方にあたる県犬養は「宿禰姓」である。県犬養橘宿禰三千代は「橘」を、和銅元年十一月の元明天皇の大嘗祭の宴席で賜つたと言われている。姓は天皇に対する従属・奉仕の関係を示すもので、天皇のみがそれを与える権限を持つが、その姓にもカバネ姓、某姓、部姓というように序列があつたらしい。天皇とその皇族である親王もしくは諸王と一般の民衆は姓を持たなかつたが、姓を持つ人々のあいだでは、天皇への臣従関係の変動に伴つて、改賜姓が行われることになるわけである。

この改賜姓には、大きくわけて二つの手続きの仕方が認められる。一つは、天皇の発意により、詔もしくは勅が

下されて行われる場合で、もう一つは、上奏・上申による請願を受けて、天皇がこれを裁可して行われる場合である。県犬養橘宿禰三千代の場合が前者で、大嘗祭の宴の際に天武朝以来の忠誠を褒めて杯に浮かべた橘を賜り、「橘宿禰」を賜ったとされる。そして橘諸兄の場合は後者で、天平八年十一月丙戌条の上表に対し、天皇が同年十一月壬辰条の詔により裁可するという手続きをとっている。つまり母三千代のときに「橘」を持ち出したのは天皇であり、彼女一代の姓のはずであったが、諸兄は自分でこの「橘」を姓に持つてこようとしたことになる。そうすると、橘諸兄にとっての「橘」を考える前に、母三千代の「橘」を考えてみる必要があるだろう。

県犬養橘三千代と橘諸兄

前述の通り、橘諸兄にとって県犬養橘宿禰三千代は実の母である。三千代は、最初に結婚した美努王との間に、葛城王（橘諸兄）・佐為王（橘佐為）・牟漏女王（藤原房前の妻）をもうけている。その後、文武天皇の頃に藤原不比等と結婚し、後の光明皇后である安宿媛を産む。県犬養氏は宮廷に強い影響力を持っていたようだが、橘三千代は淨御原朝時代から後宮に力を持ち、夫の藤原不比等の進出も、三千代の助力が大きかったのではないかと言わされている。前記のように、和銅元年には忠誠を褒め称えて、天皇より「橘宿禰」を賜り、さらに養老元年正月には従三位、同五年正月には正三位に進み、元明太上天皇の病をきっかけにして入道したにもかかわらず、食封や資人はそれまで通りに支給されていたらしい。天平五年の正月に没したが、死後従一位と大夫人の号を追贈までされて

いる。

問題にしている和銅元年十一月の「橘」姓を賜った記事を、『続日本紀』（以下は『続紀』とする）でみてみると、確かに大嘗祭の宴を催したことは出ているが、賜姓に関しては記述がない。しかし、『続紀』の天平八年十一月条の、橘諸兄の上奏文の中には、

天皇、忠誠の至を誉めて杯に浮べる橘を賜ひき。勅して曰ひしく、「橘は菓子の長上にして、人の好む所なり。柯は、霜雪を凌ぎて繁茂り、葉は寒暑を経て彫まず。珠玉と共に光に競ひ、金・銀に交じて逾美し。是を以て、汝の姓は橘宿禰を賜ふ」とのたまひき。

とあり、せっかく天皇から賜ったこの橘の姓を継ぐ者がいないのは、良くないことであろうと上奏文は続く。

本当に、県犬養三千代は和銅元年に橘を賜っているのだろうが、その時の状況などはここでわかるにすぎないのであって、言い換えるならば、この「菓子の長上にして云々」というのは諸兄の時代のタチバナに対する認識、もつと言つてしまえば、諸兄が利用したかった、母三千代の姓であり特別の植物のイメージであるタチバナだったと考えることが可能である。

この諸兄の請願に対しても天皇が詔して、諸兄は晴れて橘を名乗ることになった。

この天平八年（七三六年）当時、太政大臣と左大臣は空席で、右大臣に藤原武智麻呂、参議に房前、宇合、麻呂らがいて、事実上の政治的実権を藤原四兄弟が握っていた。ところが諸兄の橘賜姓の翌年の天平九年（七三七年）の春頃からの天然痘の大流行の際に、四人が四人とも相次いで倒れ、藤原四兄弟の時代はあっけなく終わるのであ

る。このときに空いた藤原の穴を埋める形になつたのが、橘諸兄その人であつた。

天平十年（七三八年）に右大臣となつたのを皮切りに、順調に位階もあがり、同十五年（七四三年）には従一位となり左大臣、同十八年（七四六年）に大宰帥を兼ね、天平勝宝元年（七四九年）には、奈良時代において生前に賜つた例が五例しかない正一位となつた。その翌年に朝臣姓を賜り、以来橘氏は朝臣姓となるが、天平宝字元年（七五七年）に没するまで、位の上では最高位に位置していたことになる。

わざわざ名前を諸兄と改めていることにも注意したいが、新日本古典文学大系の『続紀・一』補注記事によると、「諸兄」の名は自らが改めたものという見方をした上で、礼記の、

正室守大廟、尊宗室、而君臣之道著矣、諸父諸兄守貴室、子弟守下室、而讓道達矣

という箇所を挙げ、「諸兄」の名は「或いは、これに拠つたか」と推察されている。同年代の長である意が込められていているとされているが、それは同母妹の光明子の夫である聖武天皇に対してとも受け取られ、いかにも権力を掌握した人物らしい名だといえるかも知れない。

しかし、注意すべきは諸兄が「橘宿禰諸兄」を名乗ることを許された天平八年当時は、藤原四兄弟が権勢を誇っていた時にあたるということである。そこで、何故「橘」か、何故「宿禰」なのかというところに立ち戻つて、まず例外的ともいえる「宿禰」について考えてみたい。

母である三千代の賜つた「橘」を「宿禰」とともに名乗ることを願つたのは、おそらく、母方の実家である県犬養氏が、三千代を通して後宮に大きな力を持っていたため、その名を名乗ることによって、三千代との縁を明示し

たかったからだと考えられる。それは同母妹にあたる光明子との関係もあり、藤原氏との協調をはかることにもなる。光明子は聖武天皇の皇后であり、光明子が立后したことで、藤原氏の権力は揺るぎないものとなつた。その後に反対していたようである長屋王は、謀反の疑いをかけられ、事実上抹殺されている。そうした例を見てきた諸兄が、当時の状況を考えて藤原氏との共存をはかるのは当然のことといえよう。実際に諸兄は、藤原不比等の娘の多比能を妻に迎えてもらっている。

諸兄にとって、天然痘の流行とそれに伴う政治状況の変化は、全く予想もしていなかつたことであった。天平八年の賜姓当時には、皇族から臣下に下ることで、藤原氏とある程度の歩み寄りを見せたかったのだろう。

ただ、藤原氏に媚び詔つているわけでもなく、さり気なく三千代との縁を公に強調し、諸兄と名乗ることで皇族として聖武天皇の「諸兄」であることも加えて、いわば天皇家側と藤原氏側どちらにもうまく立ち回れる位置につくことを狙つたと考えられる。

こうした橘諸兄の賜姓をみると、「橘宿禰」を名乗ることが、どれほど重要だったのかがわかる。そこで、その賜姓の際の上奏文に再度目を向けてみる。その中で、橘は元明天皇によって、「菓子の長上」であると讃えられている。諸兄は、天皇の詔という場を借りて、当時のタチバナという言葉の持つ特殊な響きを利用しようとしたのかかもしれない。これまでに見てきた、「輝く」「かぐわしい」「常緑の」タチバナ、また、常世の国の仙薬であり、特別なめでたい植物でもあったタチバナである。

問題の巻六の一〇〇九番歌は、聖武天皇が詠んだ歌だといわれるが、それは諸兄の上奏文の内容と同じようにタ

チバナを歌つており、明らかに上奏文の文句をふまえた歌である。聖武天皇はそうして元明天皇の御代を偲んだのかも知れないが、それはともかく、聖武天皇はこの歌を詠むうえで、特別な植物としてのタチバナを十分意識し、諸兄を言寿いだのである。

まとめ

巻六の一〇〇九番歌を入り口にして、そこに詠まれている「橘」に対し、古代の人々が一体どのような共通認識を持っていたのかについて考えてみた。

万葉集の中でタチバナは七十数例詠まれており、その多くは、「花橘」と詠まれ、季語のようにも使われて、身近な植物として親しまれていたようである。そこに、徐々に入ってきた神仙思想のタチバナもあり、いわば二つの概念は並立して存在していたのではないかと考えられる。さらに、『記』などの橘説話のなかのタチバナも出てきて、万葉集の中で「常世物」と詠まれたり、トキジクノカクノコノミのタチバナとしてなど歌われるようになつていった。そして、権力者橘諸兄のタチバナの意味も載せられていくことにもなつたであろう。もちろんそれまでのタチバナという言葉に載せられているイメージを集約しているという点でも、橘諸兄の賜姓は重要なポイントであつた。